

発行

本部 四日市市芝田1丁目11-27
 ☎ (059) 356-1017

中勢支部 松阪支部 津市上弁財町18-13ワープビル2F
 ☎ (059) 213-1193

伊賀支部 伊賀市上林670 ☎ (059) 213-1193

南勢支部 伊勢市本町2-4 ☎ (0596) 29-1717

HP://www.tokai-ippan.net/

第1子から支給	
現行	30,000円
第3子	40,000円
改正後	
第1子	10,000円
第2子	20,000円
第3子	30,000円
第4子	40,000円
ワンツー共済	
29年4月1日実施	

東海一般労働組合

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会



4月1日から社会保険の未加入事業所は公共工事から排除される。その動きは民間工事にも波及している。

国土交通省は二〇一七年四月から社会保険（健康保険・厚生年金）未加入業者に対する公共工事現場への立ち入り禁止を関係団体に通知しました。その時期が目前に迫り、建設現場での混亂が大きくなっています。元請企業による加

国交省 社会保険等の実施 現場は大混乱

4月1日

国土交通省は二〇一七年四月から社会保険（健康保険・厚生年金）未加入業者に対する公共工事現場への立ち入り禁止を関係団体に通知しました。その時期が目前に迫り、建設現場での混亂が大きくなっています。元請企業による加

きは公共工事に限らず民間工事にも拡がりを見せ、現場に近くなればなるほど一層深刻な事態となっています。

複数の勤め先での勤務時間を合算して雇用保険の適用対象とする方向

	現状	改正後
A社 週20時間勤務	○ 適用	○ 適用
B社 週10時間勤務	✗ 適用外	○ 適用
C社 週10時間勤務	○ 適用	○ 適用

● 健康保険料率

給与・賞与の 9.93%	平成29年2月分 (3月納付分)まで
↓ 給与・賞与の 9.92%	↓ 平成29年3月分 (4月納付分)から

● 介護保険料率

給与・賞与の 1.58%	平成29年2月分 (3月納付分)まで
↓ 給与・賞与の 1.65%	↓ 平成29年3月分 (4月納付分)から



労働条件の改善が建設業の魅力作りの土台

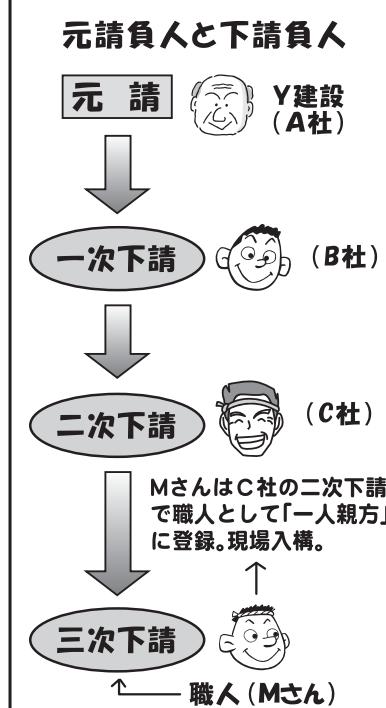
平成29年度の雇用保険料率

負担者 事業の種類	① 労働者負担 失業等給付の 保険料率のみ	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
建設の事業 (28年度)	4/1,000	8/1,000	12/1,000
一般の事業 (28年度)	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造事業 (28年度)	4/1,000	7/1,000	11/1,000
	5/1,000	8/1,000	13/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

元請の労災申請勝ちとる

三次下請の職人Mさん



Mさんは三次下請の職人。一月下旬、労災事故で右目が失明寸前に。元請は自社の労災適用を済り、一人親方労災を使うよう下請に圧力。組合がMさんの依頼を受け交渉し、元請の労災適用を勝ちとりました。

こそわれ春日井市民病院に。病院では「処置できない」と次下請に一人親方として登録され、「一人親方労災」にも加入しています。今回の事故で元請会社Aが「一人親方労災」の適用を主張してきたのにはこうした背景がありました。Mさんは事故後、同僚につ

急遽、四日市から駆けつけた母親の運転で名古屋大学付属病院へ。三日間の入院で、黒目を縫う手術を経て三ヶ月間の安静を言いわたされました。組合に相談があつたのは事後一週間してから。森永委

組合が前面で交渉 元請は一人親方を強調

員長は、「建設事業の労災事故は元請責任が原則。事故時の雇用関係から判断すると労働者性が高く元請企業（A社）の労災適用になる」とアドバイス。その場で組合に加入し、A社との交渉を含め組合に委任していただきました。

事故の概要をメモにしてA社にFAXを送付。その後、一次下請B社の責任者から連絡が入り、組合事務所で協議することに。A・B社の主張

は、「登録は一人親方になつており一人親方労災を適用するようお願いします」と繰り返すばかり。3回目の交渉で、A・B社の責任者と二次・三次下請の代表者を含めた会議の席上、森永委員長から「元

請の労災適用を認めないのなら労働基準監督署に労災隠しで告発する」と強く迫り、最終的には元請の労災適用の方に至るまで、この間、一ヶ月の期間が経過しました。

この種の労災事故では下請に責任転嫁するケースがほとんどで、今回のよう元請には認めるケースは「まれ」です。今回の事故の一報も元請には知らせず、二次下請の段階で認めるべきです。組合が介在することで騒ぎが大きくなり、元請の「労災隠しが表面化するのを恐れたことが背景にあります。

雇用保険

対象者を拡大

合計
週20時間

-4月1日より-

建設固保料改定

介護保険料(40歳~64歳)

2,400円(人)→2,600円(人)

ご協力とご理解をよろしくお願ひいたします

請の労災適用を認めないのなら労働基準監督署に労災隠しで告発する」と強く迫り、最終的には元請の労災適用の方に至るまで、この間、一ヶ月の期間が経過しました。組合が介在することで騒ぎが大きくなり、元請の「労災隠しが表面化するのを恐れたことが背景にあります。

社保加入 国交省が通達

建設業に係る協会けんぽへの加入と 国民健康保険組合への加入について

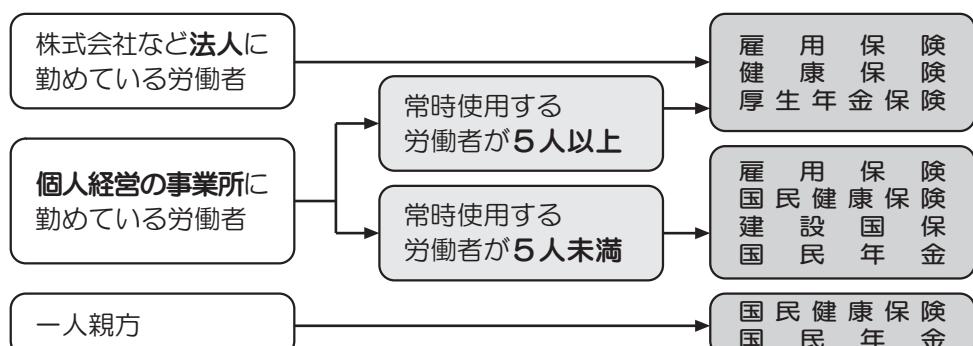
平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれましてはご了知願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者となる5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

どのような保険に加入しなければならないの？



四日市税務署

所得税・消費税の申告が3月末に終了します。組合を通じて申告された方は年々増えていて、景気の回復基調が見られ前年に比べ、売上高の増加が各職種で顕著になっています。

申告終了後には税務調査が待ち受けています。不況が長期化するにもかかわらず、税務調査はかえって増えています。建設業も例外ではありません。取り扱い金額が大きいだけに売上げや外注先の

申告終了しても 税務調査心配

確認など調査は広範囲になりがちで、調査から解決まで2ヶ月程かかるのが普通です。この間、精神的・体力的に相当疲労困ぱいされる方が大半です。組合では三重県計算センターの税理士が皆さんに代わって税務調査や日常の記帳指導を行っています。希望される方は組合までご連絡ください。



組合員の皆様の
ご紹介が新規加入の
「きっかけ」です。



平成30年に三重県に移行
II三重県庁II

三重県に移行

市町村運営の国保

平成30年

来年度に三重県に移行しても業務はこれまで通り各市町村が行い、保険料の算定方法も市町村で異なることから、加入者自身は変化を余り感じられないかもしれません。人口減少による加入者

- ・5年以上の経営実績
- *確定申告書(事業申告)の添付
- *500万円以上の残高証明書

内 容	工事一件の請負代金	木造住宅工事
建築一式工事	1,500万円以上の工事	延べ面積150m ² 以上
その他の工事	500万円以上の工事	

*1 上記以外の工事は「軽微な工事」となります。

減と高齢化による医療費増大という構造的な問題は解決されておらず、国による更なる制度改革が求められています。



産業廃棄物・特別管理産業
廃棄物収集運搬業の許可
申請も取り扱っています。

一定金額以上（左図）の工事を施工する場合は建設業許可が必要です。二〇一〇年十月に施行された住宅瑕疵担保履行法で新築住宅に保険加入が義務付けられ、施工業者は「建築一式工事」の許可業者に限定されました。許可を取得していない業者は保険に任意加入しなければなりません。また許可を取得する場合は、五年以上自営している必要があります。取得は年々難しくなっています。

取得要件厳しく 建設業許可

外国人労働者 2万人超

昨年10月末の三重県内の外国人労働者数が前年同期比で二千十六人増の二万九百九十五人に達しました。雇用対策法の改正で外国人労働者の雇用に関する届け出が義務化された平成十九年以降で最多。外国人を雇用する事業所数も過去最多の二千八百十九社となっています。

県内の外国人労働者数は二十年の約一万四千八百人から毎年増加し、23年の一萬九千六百四十九人がピーク。24・25年は景気の低迷で落ち込んだが、26年以降は右肩上がりに。地域別では鈴鹿・亀山両市の五千三百三十人が最多でした。

